

合併協議会・小委員会スケジュール(案)

04. 4.21

月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
合併協議会の スケジュール	合併に関する協議及び決定機関	第2回 日	第3回 日	第4回 日	第5回 日	第6回 日	第7回 日	第8回 日		
		基本5項目 事務事業一元化手順	基本5項目(継続) 議員・農委定数、一般 職、地方税	(前回継続分) 財政基盤、町名・字名、 録 防災	戸籍、住民票、印鑑登 録 各種事務事業	各種事務事業	各種事務事業	各種事務事業	各種事務事業	協定書の決定
		建設計画策定手順	新市財政推計	新市将来構想		新市建設計画		新市建設計画	新市建設計画の 決定	
基本項目等検討 小委員会	合併に関する基本的な協定項目 の検討 合併特例法に定める協議事項の 検討 重要事務事業の一元化に関する 検討	第2回 5月12日 ・小委員会スケジュール ・協議項目A説明 ・協議項目A協議	第3回 6月上旬 ・協議項目A説明 ・協議項目A協議	第5回 7月上旬 ・協議項目B説明 ・協議項目B協議	第7回 8月上旬 ・C項目	第8回 9月上旬 ・C項目	第10回 10月中旬 ・各種事務事業取り 扱い	第11回 11月上旬 ・協議書案審議		
			第4回 6月中旬 ・協議項目B説明 ・協議項目B協議	第6回 7月下旬 ・協議項目B協議 ・C概要説明		第9回 9月下旬 ・C項目 ・事務事業概要説明				
新市建設計画 小委員会	将来構想の取りまとめ 建設計画及び財政計画の取り まとめ	第2回 5月上旬 ・小委員会スケジュール ・両市町の現況報告 ・将来構想基本方針 策定	第3回 6月上旬 ・将来構想素案作成	第5回 7月上旬 ・将来構想素案修正 ・主要事務事業等骨格 案検討	第7回 8月上旬 ・建設計画骨格案作成	第8回 9月上旬 ・建設計画素案作成	第10回 10月中旬 ・公共的施設の統合 整備検討 ・建設(財政)計画 素案修正			
			第4回 6月下旬 ・将来財政推計の検討	第6回 7月下旬 ・各種計画と財政計画 との整合		第9回 9月中旬 ・建設計画素案検討 ・財政計画策定				
運営小委員会	協議会運営全般の調整 協議事項の精査 合併特例区、地域自治区制度 設計精査									

新市建設計画策定業務について

【 】策定方針の大綱的事項（概要）

- 1．策定方針の概要
- 2．策定の背景及び経緯等
- 3．策定の目標及び整理事項

【 】建設計画策定の基本方針

- 1．建設計画の構成
- 2．建設計画の「期間 10 年」の考え方
- 3．策定作業方針
- 4．コンサルタントの活用

【 】策定方針の大綱的事項（概要）

新市建設計画は、新市のマスタープランとして、合併後の新しいまちづくりに向けた指標となるもので、新市の将来構想に係る基本理念や方向性などを踏まえ、市町村合併の特例に関する法律（特例法）に規定されている財政措置等に基づき、必要とする事業の具現化を図り、実施するための財源や時期について示すものです。

風連町・名寄市合併協議会は、特例法及び平成16年4月16日開催の第1回協議会の決定（確認）事項に基づき、『新市建設計画』策定に向けて次の方針をもって臨みます。

1. 策定方針の概要

1) 計画の趣旨及び目的

計画は、法律及び確認事項等を基に、創造性に富み個性あふれる地域社会を形成し、信
頼と理解に立った緩やかな融合をもって、「新市」の建設を目指すものです。

策定した計画は、合併を判断するための重要な材料として用います。

参考

合併協議会設置に向けた基本的考え方

「合併により地域の自治が失われたり、寂れたりしない仕組み・制度を取り入れ、双方の資源を有効に活用し新しいまちを目指す。」

計画策定の目的は、特例法で下記のとおり規定されています。

参考

特例法第5条第2項

「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」

2) 計画の構成

計画は、特例法に定める事項を中心に構成します。

参考

特例法第5条第1項要約

「新市建設の基本方針」「新市及び道が実施する新市建設の根幹（主要）事業」「公共的施設の統合整備」「財政計画」

3) 計画の期間

計画の期間は、10か年とします。

4) 新市建設の基本方針の作成

計画の策定にあたっては、先ず「新市の将来像（新市建設の基本方針）」を作成し、

長期的な視点に立った展望をもって臨みます。

5) 住民意見の反映

新市建設の策定にあたり、住民意見の聴取等は特に重要視し、限られた時間のなかにも、住民参画の手法を積極的に取り入れ、住民の声を広く聴いて計画等に反映していきます。

6) 健全な財政運営

財政計画は、健全な財政運営を基本に据え、地方交付税をはじめ国・道の補助金や地方債等について、今日的な状況を踏まえ適切に見積もることに努めます。

2. 策定の背景及び経緯等

1) 合併推進の背景及び経過

風連町と名寄市は、国及び地方の財政事情の悪化、行財政改革の必然性、地方分権の推進、合併関係法の改正及び制定、過疎・少子高齢化などの地域課題等に対応するため、日常的な連携を密接に図り、合併問題を中心としたこの地方の存続等の協議を進めてきました。

風連町と名寄市は、これまでの合併推進の経過を踏まえ、各種検討会議や住民説明などを踏まえ、合併特例法期限（平成 17 年 3 月 31 日）内に合併成立を目指し、法定協議会設置の議決を見ました。

参考

背景及び経緯の詳細

背景；「財政難や地方制度調査会による小規模自治体論（権限縮小や地方交付税削減など）、さらには地方自治法及び合併特例法の改正及び合併新法の制定」

経緯；「現実的合併の枠組みのあり方などを理由に、上川北部 6 市町村任意合併協議会、下川町を含めた 3 市町協議等を経て、住民発議ではなく、議会特別委員会の意向、及び合併検討委員会（両市町長の合併相談窓口）での協議意向を踏まえ、風連町と名寄市は住民説明会などを通じて合意が形成」

意見；「住民説明会では、法期限内での風連町と名寄市の合併協議を是とし、合併の必要な理由としては、行財政改革や議会改革（議員数、職員数の削減など）などが主で、次いで行政サービスの向上や、行財政基盤及び生活・生産基盤の強化など」

議決；「平成 16 年 3 月 30 日 2 市町議会臨時会で合併協議会を設置」

2) 計画策定にあたっての前提条件及び対応等

条件 1 ~ 法期限までにとり限られた期間のなかでの建設計画の策定

対応；両市町からの基礎データの収集、住民意向の反映については、特に効率的に行います。

ア) 基礎データの収集

2市町の総合計画をはじめ、現行の行政諸課題や主要施策の現況の掌握及び統合、調書作成及び所管ヒヤリングを実施し、建設計画の基礎資料を整備します。向こう10か年の主要事業の検討と必要な事務事業に対応可能な財政計画の策定を効率的に行います。

イ) 住民意向の反映

住民意向アンケートの実施

～将来構想及び建設計画に反映させるため、6月初旬に全戸配布し、7月中旬までに集計・分析作業を終えます。

ワークショップの実施

～5月初旬に公募し、5月中旬から6月中旬まで、計3回開催します。構成は、名寄市20名、風連町10名とし住民公募と指名により構成し、無報酬として取り扱います。

住民説明会の実施

～新市の将来像や重点施策など新市建設の基本方向についての説明を8月、新市建設計画の説明を12月にそれぞれ予定し、基本項目等の説明と併せて行うこととします。建設計画素案等の説明は、「未来創造的な合併後のまちづくりに向けて、方向や方針はこういうことでしょうか？」と問うこととします。

ウ) コンサルの活用

条件2～今日的財政状況を踏まえての建設計画の策定

対応；地方分権や多岐にわたる行政需要等に対応するためには、効率的な行財政が不可欠です。現況の財政実情を踏まえ、合併に伴う支援措置（合併特例債や補助等）と行政改革（行政評価及び費用対効果）とを有機的に結びつけ、健全な財政運営が可能となる計画策定に努めます。

3. 策定方針の目標及び整理事項

1) 計画の性格

新市建設計画～合併特例法に規定。合併後に策定する「総合計画」の基礎を成します。
新市総合計画～地方自治法に規定（新市の本格的な計画策定を要し、基本構想は議決を要）。建設計画の趣旨及び内容等を活かして策定します。

参考

地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するにあたって、議会の議決を経て総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めなければならない。」

2) 計画策定の主なねらい

(1) 法の優遇措置（特例法第11条及び11条の2；地方交付税の額算定及び地方債の等）と行財政改革との整合を図ります。 特例

(2) 新たな個性を創出するため、新市まちづくりに必要なプロジェクト及び主要施策と 基礎
的行政サービスの維持との整合を図ります。

3) 策定上の留意点

- (1) ハード事業のみでなくソフト事業にも配慮します。
- (2) 計画には、実現可能なものを盛り込み、新市建設に資する事業を選択し、健全な財政計画との整合を図ります。
- (3) 新市建設には、旧市町村意識を乗り越え、新市行政基盤の確立に向けて配慮します。
- (4) 計画は、地域全体のレベルアップし、地域住民の生活水準・文化水準を高める役割を果たし、組織と運営の合理化を図ります。
- (5) 旧市町の振興は、地方自治制度の導入検討と並行し、合併に伴う役場庁舎等の廃止等によって寂れてしまうことのないよう、振興整備等の方策を計画に明確化させていただきます。

4) 作成等の手続き

- (1) 計画の作成にあたっては、**特例法の定め**により、次のとおり手続きを行います。

参考

特例法第5条関係の手続き（～ は第3項関係、　　は第4項関係）

合併協議会は、市町村建設計画の原案（変更）を作成します。。

合併協議会は、都道府県知事に事前協議を行います。

事前協議終了後、合併協議会は都道府県知事に正式協議を行います。

都道府県知事の回答を得ます。

合併協議会は、市町村建設計画を定め、これを直ちに公表するとともに総務大臣及び都道府県知事に送付します。

総務大臣は、市町村建設計画を国の関係行政機関の長に送付することになります。

【 】建設計画策定の具体的方針(詳細)

建設計画は、策定方針概要で定義付けたとおりですが、関係法等を遵守し地域特性や地域課題及び行財政の実情を勘案して策定します。

特に重要なポイントとして、財政事情を背景とした合併の意義・効果を立証するための財政計画の提示、これに裏付けられた基礎的行政サービスの方向性の提示、さらにこれらを可能とする行政改革実現のための取り組みなどの提示に努めます。

また、合併後の考え方として、風連町と名寄市が一体となった場合の地域特性や新たな機能創出の可能性・発展可能性についての分析を表したうえで、新市としてのグランドデザインや既存の総合計画等における地域課題に対応していくための基本政策の提示にも配慮します。

1．建設計画の構成

構成の基本は、合併特例法に規定する4項目を踏まえた構成とし、構成のあり方は、国のマニュアルに示されている以下の構成を基本とします。

序論(1合併の必要性 2計画策定の方針)

市町村概況

主要指標の見通し(1人口 2世帯)

建設方針(1将来像 2基本目標 3基本方針 4土地利用 5地域別整備の方向)

施策 1自然環境の保全と活用

2都市基盤の整備

3生活環境の整備

4保健・医療と福祉の充実

5教育・文化の充実

6産業の振興

7連携・交流の促進

8開かれたまちづくりの推進

9行財政運営の効率化

都道府県事業の推進

公共施設の適正配置と整備

財政計画

2．建設計画の「期間10年」の考え方

計画期間設定については、合併特例債の適用、地方交付税算定特例の期間がともに10年であり、

合併後に策定を要する総合計画においても、これまでの趨勢から10年単位の計画期間となることが予想され、新市まちづくりの「基本設計 = 建設計画」と「実施設計 = 総合計画」の期間の整合性を保つ意味合いから10か年とします。

3. 策定作業方針

策定作業にあたっては、以下のとおり臨みます。

1) 作業の推進方針

最適なコンサルタントの選定し、その最大限の活用を図ります。

可能な限り策定作業の迅速化・効率化を図ります。

事務局、各市町の関係所管担当、コンサルタント、その他関係組織等との密接な連携の下に素案作成作業にとりかかります。

総合計画策定を見据え、そのための基礎調査に十分配慮します。

2) 策定作業内容・方法

必要となる作業

基礎的データに関する調査検討作業

建設計画策定に関する作業

建設計画の協議、説明に関する作業

作業別詳細

基礎的データに関する調査検討作業

住民意向の把握・分析

住民アンケート調査（新規アンケートの実施）

意見、提言の募集

素案説明会時の意見把握

合併の必要性等の整理分析

全国的な動向による必要性

地域にとっての必要性

地域概況の整理

地域を取り巻く状況

総合計画・関連計画等の整理

地域構造の分析（広域的インフラ整備の状況、都市化の動向、地域のつながり、産業構造など）

地域の状況

- ・人の動き（人口・世帯数の推移、年齢別・階層別人口の推移、人口動態の推移）
- ・産業の動き（産業別就業構造の推移、産業別状況）
- ・都市空間構成（都市の骨格的空間構成、土地利用、歴史的・自然的条件の整理）
- ・都市施設等の整備状況（道路、公共施設など）

行財政の状況

地域における主要課題等の調査検討

市町ごとの大きな課題の調査検討

首長ヒアリングなど
市町ごとの政策分野別課題の調査検討
各市町企画担当者への調書作成依頼
市町ごとの主要事務事業の現状と見通しに関する調査検討
各市町現場担当者への調書作成依頼

3) 建設計画策定に関する作業

新市の構想部分の検討
序論の策定
新市の概況の策定
主要指標の設定
都市建設の基本方針の策定
新市の基本計画部分の検討
施策の体系及び方向・方針の策定
新市における根幹事業の抽出と設定
公共施設の適正配置と整備方針の検討
財政計画の検討
財政シミュレーションの実施
主要事務事業の査定実施
財政計画のとりまとめ
新市建設計画のとりまとめ
新市基本構想等のあり方に関する調査研究

4) 建設計画の協議、説明に関する作業

合併協議会による協議
小委員会による協議
幹事会による協議
道との協議
住民説明会
策定部会等における検討
事務局、コンサル等打合せ

5) 策定スケジュール

法期限内合併を目指し、11月までに約7ヶ月程度で策定作業が完了するようにスケジュール化します。

別紙作業スケジュールが想定

6) 策定体制

建設計画小委員会・幹事会・事務局
・メンバー 第1回協議会で確認済
・役割 上記と同
財政計画特別専門会議
・メンバー 財政部門等関係職員と事務局などで構成

- ・役 割 財政計画素案の策定
関係職員
- ・役 割 各種調書の作成
事務局、コンサルタント
- ・役 割 基礎調査、素案たたき台の策定、その他企画調整全般
全専門部会
- ・メンバー 各部・課長
- ・役 割 事務事業の一元化等に関連する検討、事務局経由幹事会に報告
全分科会
- ・メンバー 係長や担当者
- ・役 割 事務局素案を基に、各所管における関係計画のたたき台作成

4. コンサルタントの活用

コンサルタントの必要性については、策定方針で示した事由のほかに、合併業務におけるノウハウに不足していることなどから、以下のとおり選定のうえ活用することとします。

1) コンサルタントの選定

コンサルタントの選定基準は以下のとおりです。

- ・まちづくり計画関連業務実績
- ・市町村合併関連業務経歴
- ・取り組み姿勢、意欲等
- ・対象地域に関する情報や知見の保有状況
- ・構想企画力、プロジェクト実現力等
- ・調査体制、担当者経歴等
- ・会社の経営状況

以上の選定基準を踏まえて、プロポーザル（提案）方法により、書類審査（企画書、参考見積書も含めて）及びプレゼン審査を実施することとしました。

2) コンサルタントの選定結果

2社を指名し、慎重な審査のうえ、株式会社 ぎょうせい を選定しました。

ワークショップ実施要領

1. 名称 「まちづくり懇話会」

2. 目的 「新市建設計画への住民参画」

公募等をとおして、一般住民の方々に新市のまちづくりの方向について、様々な視点・角度から検討していただき、提言としてとりまとめるものです。

3. 構成 「風連町 10 名・名寄市 20 名、計 30 名の委員」

5 月 20 日を期限に公募及び指名し、委員を構成します。

4. スケジュールの概要

「3 回を予定し、初回は 5 月 25 日午後 6 時から名寄市民文化センターにおいて開催、6 月中旬終了予定」

■第 1 回目はオリエンテーションを主に、委員の共通認識を図る場とします。

■第 2 回目はタウンウォッチングを実施し、地域の特性やよいところを出し合い、今後の方向について検討し、グループ(5×6 名を想定)毎に発表していただきます。(集合場所は市民文化センター、会議会場は風連町)

■第 3 回目は、検討経過を踏まえ、各分野毎にこれからの振興及び重点的な方向について討議し、地域の大まかな将来像をとりまとめ、グループ毎に発表していただきます。(会議会場は名寄市)

4. その他

委員の報酬及び費用弁償はありません。

将来構想・建設計画策定に係る報告等の会議は行わない予定です。関係冊子等の各戸配付をもって報告にかえさせていただきます。